平成 25 年２月 18 日

各　　位

会 社 名　キーコーヒー株式会社
代表者名　代表取締役社長　柴田　　裕
（コード番号　2594　東証第一部）
問合せ先　経営企画部長　　安藤　昌也
（電話番号 03-5400-3051）

自己株式の処分及び株式の売出し並びに新株式発行に関するお知らせ

当社は、平成 25 年２月 18 日開催の取締役会において、以下のとおり、自己株式の処分及び当社株式の売出し並びに新株式発行を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

【本自己株式の処分及び株式売出しの目的】

当社グループは、コーヒーの持つ魅力を生活者にお届けし続けるという企業使命を果たすため、「品質第一主義」の経営理念に基づき、「収益性の改善」と「市場競争力の強化」を２つの柱として新たな事業領域の開拓、生活者のニーズにお応えする新商品の開発、お客様との絆を深める企画提案型の営業活動を展開しております。

当社グループ事業との関連性が高いコーヒー業界では、ここ数年高値圏で推移していたコーヒー生豆相場が最高値圏を脱したものの依然として先行きは不透明であり、コーヒー以外の製品についても主原料となる穀物類の国際相場が高騰するなど、予断を許さない状況が続いております。当社グループの事業構成上、コーヒー豆や穀物類の相場が業績に与える影響は大きく、刻一刻と変化する市況に対応しながら安定的な事業運営を行い収益性の改善と更なる成長のための競争力強化を図っております。最近の取組みとしては、グループの事業強化を目的として、平成 24 年３月に株式会社アマンドを連結子会社化、平成 25 年１月には株式会社銀座ルノアールと資本・業務提携を行っております。

今般、自己株式の処分及び新株式の発行によって得られる手取り金に関しては、商品の品質維持・向上及び製造の効率化に繋がる設備投資資金に充当する予定です。また、自己株式の処分と合わせて当社株主を売出人とする株式売出しを実施し、株主分布状況の改善と流動性の向上を図ってまいります。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

１．公募による自己株式の処分（一般募集）

（１） 募集株式の種類及び数　当社普通株式　322,200 株

（２） 払込金額　日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 25 年２月 27 日（水）から平成 25 年３月４日（月）までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。

（３） 募集方法　一般募集とし、ＳＭＢＣ日興証券株式会社及びみずほ証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。一般募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社（事務主幹事会社兼単独ブックランナー）、共同主幹事会社はみずほ証券株式会社とする。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。

（４） 引受人の対価　引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額を引受人の手取金とする。

（５） 申込期間　処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の２営業日後の日まで。

（６） 払込期日　平成 25 年３月６日（水）から平成 25 年３月 11 日（月）までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の５営業日後の日とする。

（７） 受渡期日　上記払込期日の翌営業日

（８） 申込株数単位　100 株

（９） 払込金額、処分価格（募集価格）、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長　柴田　裕に一任する。

(10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

２．株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

（１）	売出株式の種類及び数	当社普通株式	1,177,800 株
（２）	売出人及び売出株式数	柴田　博一	497,800 株
		株式会社みずほ銀行	300,000 株
		三菱商事株式会社	200,000 株
		東京センチュリーリース株式会社	100,000 株
		太田　敬二	80,000 株

（３） 売出価格　日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件として、需要

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

状況を勘案した上で決定する。
なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。

（4） 売　出　方　法　引受人の買取引受による売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
一般募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社（事務主幹事会社兼単独ブックランナー）、共同主幹事会社はみずほ証券株式会社とする。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から売出しにおける引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。

（5） 申　込　期　間　一般募集における申込期間と同一とする。

（6） 受　渡　期　日　一般募集における受渡期日と同一とする。

（7） 申込株数単位　100株

（8） 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長　柴田　裕に一任する。

（9） 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

３．株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】１.をご参照）

（1） 売出株式の種類及び数　当社普通株式　225,000株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況により減少する場合、又は本売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。

（2） 売　出　人　ＳＭＢＣ日興証券株式会社

（3） 売　出　価　格　未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）

（4） 売　出　方　法　一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案し、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるＳＭＢＣ日興証券株式会社が当社株主（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。

（5） 申　込　期　間　一般募集及び引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。

（6） 受　渡　期　日　一般募集及び引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。

（7） 申込株数単位　100株

（8） 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長　柴田　裕に一任する。

（9） 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

４．第三者割当による新株式発行（本第三者割当増資）（後記【ご参考】１.をご参照）

(１) 募集株式の種類及び数　当社普通株式　225,000 株

(２) 払込金額　一般募集における払込金額と同一とする。

(３) 増加する資本金及び資本準備金の額　増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

(４) 割当先及び割当株式数　ＳＭＢＣ日興証券株式会社　225,000 株

(５) 申込期日　平成 25 年３月 25 日（月）

(６) 払込期日　平成 25 年３月 26 日（火）

(７) 申込株数単位　100 株

(８) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長　柴田　裕に一任する。

(９) 上記(５)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。

(10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

１．オーバーアロットメントによる売出し等について

公募による自己株式の処分（一般募集）及び株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）に伴い、その需要状況を勘案し、225,000 株を上限として、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるＳＭＢＣ日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成 25 年３月 21 日を行使期限として付与します。

ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成 25 年３月 21 日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、ＳＭＢＣ日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引により買付けた株式数及び安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合における当該株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

ＳＭＢＣ日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、ＳＭＢＣ日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、処分価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、ＳＭＢＣ日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

① 処分価格等決定日が平成25年2月27日（水）の場合、「平成25年3月2日（土）から平成25年3月21日（木）までの間」

② 処分価格等決定日が平成25年2月28日（木）の場合、「平成25年3月5日（火）から平成25年3月21日（木）までの間」

③ 処分価格等決定日が平成25年3月1日（金）の場合、「平成25年3月6日（水）から平成25年3月21日（木）までの間」

④ 処分価格等決定日が平成25年3月4日（月）の場合、「平成25年3月7日（木）から平成25年3月21日（木）までの間」

となります。

2．今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	22,464,000株	（平成25年1月31日現在）
本第三者割当増資による増加株式数	225,000株	（注）
本第三者割当増資後の発行済株式総数	22,689,000株	（注）

（注）前記「4．第三者割当による新株式発行」の割当株式数の全株式に対しＳＭＢＣ日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

3．今回の自己株式の処分による自己株式の推移

現在の自己株式数	330,089株	（平成25年1月31日現在）
自己株式の処分による減少株式数	322,200株	
自己株式の処分後の自己株式数	7,889株	

4．調達資金の使途

（1）今回の調達資金の使途

今回の自己株式の処分及び新株式の発行による手取概算額合計上限807,896,160円に関しては、全額を平成26年3月までに商品の品質維持・向上及び製造の効率化に繋がる生産設備の更新及び新設のための設備投資資金に充当する予定であります。

なお、当社グループの設備投資計画は、平成25年2月18日現在、以下のとおりとなっております。

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額（百万円）		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力
				総額	既支払額		着手	完了	
キーコーヒー株式会社東北工場、関東工場、中部工場、九州工場	宮城県、千葉県、愛知県、佐賀県	コーヒー関連事業	生産設備更新及び生産設備新設	679	－	自己資金及び自己株式の処分資金並びに本第三者割当増資資金	平成25年4月	平成26年3月	－
キーコーヒー株式会社本社製造部門等	東京都等	コーヒー関連事業	資材関連費用等	275	－	自己資金及び自己株式の処分資金並びに本第三者割当増資資金	平成25年4月	平成26年3月	－

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

（２）前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

（３）業績に与える影響

今回の調達資金を当社設備投資資金に充当することにより、今後の収益基盤の拡大等を通じた中長期的な収益性の向上につながるものと考えております。

５．株主への利益配分等

（１）利益配分に関する基本方針

当社の利益配分につきましては、将来の事業展開と企業基盤の強化のために必要な内部留保の確保と株主の皆様への利益還元を両立すべく安定した配当に努めることを基本方針としております。当社は会社法第 454 条第５項の規定により、取締役会の決議によって毎年９月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、中間配当と期末配当の年２回の配当を行うことを基本方針としております。これらの配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当については株主総会であります。

（２）配当決定にあたっての考え方

上記「（１）利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

（３）内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、長期展望に立って企業体質の強化並びに設備投資等、将来の事業展開に役立てるよう充当していく予定であります。

（４）過去３決算期間の配当状況等

	平成 22 年３月期	平成 23 年３月期	平成 24 年３月期
１株当たり連結当期純利益又は１株当たり連結当期純損失（△）	16.13 円	4.65 円	△3.17 円
１株当たり年間配当金（内１株当たり中間配当金）	20.00 円（10.00 円）	20.00 円（10.00 円）	10.00 円（5.00 円）
実績連結配当性向	124.0%	430.1%	―
自己資本連結当期純利益率	1.1%	0.3%	△0.2%
連結純資産配当率	1.4%	1.4%	0.7%

（注）１．実績連結配当性向は、１株当たり年間配当金を１株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成 24 年３月期に関しては、連結当期純損失を計上しているため、実績連結配当性向は記載しておりません。

２．自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を、自己資本（連結純資産額合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。

３．連結純資産配当率は、１株当たりの年間配当金を１株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

６．その他

（１）配分先の指定

該当事項はありません。

（２）潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

（３）過去３年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去３決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 22 年３月期	平成 23 年３月期	平成 24 年３月期	平成 25 年３月期
始　　値	1,545 円	1,590 円	1,459 円	1,481 円
高　　値	1,619 円	1,593 円	1,560 円	1,650 円
安　　値	1,482 円	1,300 円	1,366 円	1,402 円
終　　値	1,589 円	1,459 円	1,491 円	1,587 円
株価収益率	98.51 倍	313.76 倍	―倍	―倍

（注）１．株価は、株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

２．平成25年３月期の株価等については、平成25年２月15日（金）現在で記載しております。

３．株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の１株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成24年３月期に関しては当期純損失を計上しているため記載しておりません。また、平成25年３月期については未確定のため記載しておりません。

③ 過去５年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

（４）ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、売出人である株式会社みずほ銀行、東京センチュリーリース株式会社及び太田敬二並びに当社株主である博友興産有限会社は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社（以下「主幹事会社」という。）に対して、処分価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、引受契約の締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等（ただし、発行会社の普通株式を株価指数連動型上場投資信託に拠出する場合、発行会社の普通株式を組入れた株価指数連動型上場投資信託の受益証券を売却する場合、発行会社の普通株式を銀行等保有株式取得機構の特別勘定に売却する場合、担保として差入れられている発行会社の普通株式を売却する場合及びその他共同主幹事会社が書面により認める場

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

合を除く。）しない旨を約束しております。

また、当社は主幹事会社に対して、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストックオプションに関わる発行若しくは交付を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記の場合において、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以　上

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。